

## 江田島市起業支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、産業の振興及び地域の活性化並びに雇用機会の拡大を図るため、市内において新たに起業し、又は新分野に進出する新規創業者及び中小企業者に対し、予算の範囲内において江田島市起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、江田島市補助金等交付規則（平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出により、新たに市内において事業を開始する者又は新たに市内に主たる事業拠点を移す中小企業者をいう。
- (2) 新分野 これまで営んでいた業種と異なる業種（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる細分類が異なる業種をいう。）で、市内において営むものをいう。
- (3) 新規創業者 事業申請時に市内に住所を有している個人で、市内において起業する者をいう。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める者をいう。
- (5) 大企業者 中小企業基本法第2条第1項各号に定める範囲を超える企業をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で新たに起業し、又は新分野に進出した者で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する新規創業者及び本市に主たる事業拠点を置く中小企業者
- (2) 納期限の到来した市税を完納している者
- (3) 大企業者の出資率が2分の1未満である者
- (4) 江田島市商工会が実施した創業塾の受講を修了しており、同会に加入した者（既に同会に加入し、当該創業塾を受講した者を含む。）
- (5) 3年以上継続して江田島市商工会の経営指導を受け、事業を実施する者
- (6) 金融機関からの外部資金による調達が十分に見込め、事業の健全経営が見込める者

(補助の対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容は、補助対象者が起業のために行う施設整備（設備、機械、車両等の整備を含む。）、研修、経営指導及び販売促進とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。

(1) 事務所、工場等の新築又は増改築による施設整備（設備又は施設に附属する機械の購入を含む。）、備品、什器等に要する経費。この場合において、補助対象となる備品、什器等の取扱いは、市長が別に定める。

(2) 車両を用いて事業を行う場合の移動販売車等の車両購入に要する経費（改造費を含む。）

(3) 専門知識を得るための研修に係る経費（旅費を含む。）

(4) 個別の経営指導を受けるための専門家等の派遣に要する経費

(5) 販売促進に係る展示会等の出展費、旅費、ホームページ作成費、広告費又は広報物作成費

3 補助対象事業を実施する期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 前条第2項に規定する補助対象経費に対する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を上限とする。ただし、当該算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の対象外)

第6条 補助対象事業において、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）の適用を受ける事業又は公序良俗に反する事業である場合

(2) 太陽光発電設備により売電を目的とする事業であり、かつ、太陽光発電設備を管理運営する事業である場合

(3) 営業日数が週4日未満の場合

(4) 市外に本店を有する事業者のチェーン店又は支店として起業する場合

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団若しくはその他の反社会的勢力である者又はこれらと関係を有する者が、新たに起業する場合

(6) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者が、新たに起業する場合

(7) 国、県、市、経済団体等の類似する補助金等とこの補助金を同一の経費に充当する場合

(8) 補助対象経費の額が10万円未満の場合

(9) その他市長が適当でないと判断する事業を実施しようとする場合

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、起業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、12月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 起業支援事業補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 起業支援事業補助金事業継続誓約書（様式第3号）
- (3) 補助対象事業に係る見積書、設計図及び現況写真
- (4) 特定創業支援事業受講者証
- (5) 住民票の写し（個人の場合）
- (6) 登記事項証明書（法人の場合）
- (7) 市税の納税証明書（新たに起業した者は、代表者個人のものとし、転入した者は、前住所地のものとする。）
- (8) 決算書（法人の場合のみ。決算期を迎えていない法人は、直近の試算表とし、新分野に進出した法人は、直近の決算書とする。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査の上、適当であると認めたときは、補助金の額を決定し、起業支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査の上、適当でないと認めたときは、起業支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、交付申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による交付の決定等に当たっては、中小企業診断士等の専門家の意見を聴くことができる。
- 4 市長は、第1項の規定により交付の決定に係る通知をするときは、これに必要な条件を付すことができる。

(事業の変更承認)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の事業内容及び事業計画の著しい変更（総事業費が30%以上増減する変更をいう。）をしようとする場合は、起業支援事業補助金変更承認申請書（様式第6号）に第7条各号に掲げる関係書類のうち当該変更に係るものを市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、当該変更の内容について、適当であると認めた場合は起業支援事業補助金事業変更承認書（様式第7号）により、適当でないと認めた場合は起業支援事業補助金事業変更不承認書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。この場合において、補助金の額については、前条第1項の規定により補助金の交付

の決定をした額を超えないものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 交付決定者は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助対象事業の取りやめ)

第11条 交付決定者は、補助対象事業を中止した場合は、遅滞なく、起業支援事業補助金事業中止届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了した場合は、完了日から20日以内又は完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、起業支援事業補助金実績報告書(様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 起業支援事業補助金事業実績書(様式第11号)
- (2) 実施状況に関する証拠となる写真
- (3) 領収書の写し又は支払を証明する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、補助対象事業の完了後3年間、事業継続状況の確認のため、会計年度終了後60日以内に、事業収支決算書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 前条の実績報告書の提出があった場合は、速やかに内容の審査及び必要に応じた現地調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、起業支援事業補助金額確定通知書(様式第12号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 交付決定者は、前条の規定により補助金の額の確定を受けた場合は、起業支援事業補助金交付請求書(様式第13号)により、市長に補助金の交付請求を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第15条 補助金の交付は、概算払の方法により支払うことができる。ただし、概算払の対象は、第4条第2項第1号及び第2号に規定する経費の40%以内とする。

2 概算払を受けようとする交付決定者は、起業支援事業補助金概算払交付請求書

(様式第13号)に概算払を必要とする理由を記載した書面を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 交付決定者は、第13条の規定による確定した補助金の額から概算払の方法により支払を受けた補助金の額を差し引いた額の支払を受けようとする場合には、起業支援事業補助金交付請求書により、市長に補助金の交付請求を行わなければならない。
- 4 市長は、前2項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助対象事業完了後、3年以内に当該事業に係る財産を処分したとき。
- (5) 第11条に規定する届出をしたとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定により返還を命じられた交付決定者は、期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(帳簿等の備付け)

第18条 規則第22条に規定する市長が定める期間は、補助対象事業の属する年度の翌年度から5年間とする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年10月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。